

平成27年7月9日

第36回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第36回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年7月9日（木曜日）午前9時05分開会

出席委員（15名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

欠席委員（1名）

高橋卓也君

遅参委員（1名）

佐藤英治君

証人（2名）

(1) 元塩竈市災害復旧連絡協議会 外部監査人

税理士法人 阿部会計事務所 代表社員 阿部喜和君

(2) 元塩竈市災害復旧連絡協議会 外部監査人

税理士法人 阿部会計事務所 松田和明君

事務局出席職員氏名

事務局 局長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君
議事調査係主事 片山太郎君

会議に付した事件

1. 証人喚問について
2. 小委員会中間報告について
3. 特別委員会報告書骨子案について

午前9時05分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは高橋卓也委員であります。また、佐藤英治委員より遅参する旨の通告がありましたので報告いたします。

傍聴の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。なお、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

本委員会に、地方自治法第100条第1項に基づく調査権が委任されております。

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
 - (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
 - (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項
 - (4) 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項
- の4件の事件についての調査の件を議題といたします。

本日、本件について、元塩竈市災害復旧連絡協議会 外部監査人 税理士法人 阿部会計事務所 代表社員 阿部喜和君、元塩竈市災害復旧連絡協議会 外部監査人 税理士法人 阿部会計事務所 松田和明君の2名より証言を求めることにいたします。

証人の入室を求めます。阿部喜和君、松田和明君。

〔証人入室〕

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受け、おそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、

宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらに正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人には証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

まず、阿部喜和証人に宣誓書の朗読を求めます。

○阿部証人 宣誓を拒否いたします。その理由として、委員長にこれを差し上げたいと思えます。

まず、我々税理士法人もしくは税理士は、税理士法第37条、第38条により秘密を守る義務がございますので、それをできませんということです。もしくは第54条、従業員の使用等の秘密を守る義務がありまして、それも持ち合わせしまして拒否できる、宣誓をすることができませんので、これを委員長のほうに差し上げます。

ただし、守秘義務に差し支えないとする質問であればお答えしますので、その点も十分に。

(「意味がわからない」の声あり)

○志賀委員長 では、もう一度ちゃんと朗読してください。

続きまして、松田和明証人に宣誓書の朗読を求めます。

○松田証人 私は、税理士法第54条の使用人の守秘義務により、証言をいたしません。税理士法による処罰……(「証言ではない」の声あり)

証言ではありません。済みません。私は、税理士法第54条の守秘義務により宣誓はいたしま

せん

宣誓をいたさない理由といたしましては、税理士法による処罰、財務省による処罰を受ける可能性があるので、宣誓はいたしません。

○志賀委員長 では、ご着席ください。

暫時休憩いたします。証人の方は退席願います。

〔証人退室〕

午前9時13分 休憩

午前9時35分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま別室にてお話しさせていただきましたが、改めて証人お二方より理由の疎明についてお話しいただきたいと思えます。

では、阿部証人からどうぞ。お願いします。

○阿部証人 まず、宣誓をいたしません、その理由としては利害関係者に影響が及ぶ可能性もありますので、それも含めて宣誓いたしません。ただし、我々の守秘義務違反にならない程度の質問であるとすれば全てお答えする用意がございますので、そうしていきたいと思っています。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。

では、松田証人。

○松田証人 思い違いなどによりですね、利害関係者に迷惑をかけることになると困りますので、宣誓はいたしません。

なお、証言に関しては税理士法上の使用人の守秘義務の許す範囲内で証言させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○志賀委員長 ただいま阿部喜和証人、松田和明証人から理由の疎明があり、記憶違いや思い違いなどにより事実と違うことを証言してしまうことを懸念することではありますが、それは自己と自己に関係を有する者に著しい利害がある事項について尋問を受けるため宣誓を拒むこととするとのことでよろしいでしょうか。どうぞ、阿部証人。

○阿部証人 はい、よろしいです。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 はい、そのとおりです。

○志賀委員長 阿部証人、松田証人に申し上げます。

先ほど述べましたとおり、宣誓を拒むことができる場合は証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときであります。それ以外には宣誓を拒むことができません。

阿部喜和証人にお尋ねいたします。証言はしていただけますか。

○阿部証人 わかりました。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 松田和明証人にお尋ねします。証言はしていただけますか。

○松田証人 税理士法上の守秘義務の許す範囲内で証言はいたします。

○志賀委員長 お諮りいたします。阿部喜和証人、松田和明証人は、本日の調査事項については4年前の記憶をもって証言することは記憶違いや思い違いなどにより事実と違うことを証言してしまうことを懸念することであり、それは自己と自己に関係を有する者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるとの理由により、宣誓を拒否しております。

また、委員の尋問に対しては証言するとのことではありますが、このまま証人尋問をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らいます。

お諮りいたします。本日証人として阿部喜和君、松田和明君の出頭を求めておりますが、両君を同席の上で証言を求めることにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。挙手をお願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席のままでよろしいですが、お答えの際はご起立の上発言願います。

各委員に申し上げます。本日は東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査をする事件に関する重大な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。また、各委員におかれましては、

証人の人権に留意の上、ご発言願います。

これより阿部喜和証人、松田和明証人から証言を求めます。

最初に、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、阿部喜和証人にお尋ねいたします。あなたは阿部喜和君ですか。

○阿部証人 そうです。

○志賀委員長 住所、職業をお答えください。

○阿部証人 塩竈市白菊町、税理士法人 阿部会計事務所 代表社員、税理士でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

次に、松田和明証人にお尋ねいたします。あなたは松田和明君ですか。

○松田証人 はい、そのとおりです。

○志賀委員長 住所、職業をお述べください。

○松田証人 塩竈市新富町です。税理士法人 阿部会計事務所の職員です。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。

これより各委員からの尋問を行います。

発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

お一人の尋問時間はおおむね20分以内といたします。

鎌田委員。

○鎌田委員 まず私のほうから質問をさせていただきます。

前回、阿部証人については参考人としておいでいただきました。その絡みでいろいろお聞きをしたわけですが、まずは協議会のほうから会計処理をお願いされたのは、依頼をですね、そういうお話があったのは何年何月のことかをお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 うちのほうと契約を結んだのは、24年3月の初めぐらいだったとっております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 前、お聞きしたときは1月だったように記憶をしていますが、実際のお話がうちのほうで、いわゆる協議会のほうで会計処理のほうをお願いできませんかという依頼のお話があったのはいつごろかというふうにお聞きしたいところであるんですが、よろしくお願います。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 今言われたように、1月ぐらいにそういうお話がございまして、実際契約を結んだのは3月の初めぐらいだということを記憶しています。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、年が明けて24年1月ころに相談があったと。そして実際の引き受けは24年3月からだということによろしいわけですね。

それから、その際にどういった理由といたしますか、なぜ……、なぜということもないんですが、いわゆる協議会の中で会計をやって済ませられる話だとは思いますが、税理士さんをお願いしたということはどういう理由で依頼を受けたのか、その依頼理由についておわかりでしたら教えてください。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 最初は自分たちでやろうとしていたようなんですが、公共工事も含めて公のことになるので、できれば外部監査人として入っていただきたいという理由で多分うちのほうに頼んでいただいたと思っております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 公のというお話が今あったわけですが、先ほど守秘義務の話が宣誓の段階で出ているわけですが、そうすると公の工事についてはそういった守秘義務が成り立つのかという観点で私は疑問に思うわけですが、それについての見解はいかがなものでしょうか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 工事内容は公かもしれませんが、うちと契約している部分はいくまでも人格なき社団ですので、公の企業ではございませんので、それに関しては何も言えないということです。守秘義務違反に該当しますので。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 その観点が食い違いがあるわけですが、実際は公共事業なので、公というふうな話をされましたが、公になるべきものではないかというふうに私は思うわけですね。

そして、本論に入っていきたいんですが、前回参考人としておいでいただいた折には島民給与についての話がですね、これは実際は23年の8月から始まっているわけですがけれども、島民給与についてはですね、その23年についてはですね、毎月本来ですと給与ですから払うべきところが計上されていないと。そして、あくる年、阿部証人が引き受けた24年4月4日に7,000万円として計上されているわけですが、その会計処理上ですね、出納簿にも出てくる話

だと思っんですが、その辺ですね、本来ですと毎月毎月計上して出すべきものではないのかと。そして、ましてや年度分ですね、23年度分についてはきちんとそれは明示されていかないといけないというふうに考えるわけですが、その考え方、どういった考え方なのか。そこをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 この前も言ったとおり、名前が島民給与となっていますが、通常であれば漁民のための雑所得です。それでいいんですか。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 雑所得と言いつながらも、所得がつくわけですから給与に該当するのではないかと思うんですが、それがなぜ毎月計上されてこないのかと。それが次年度の4月4日に7,000万円も一挙に計上するのかという、そういう考え方自体が疑問に思うわけですが、その辺、いわゆる雑所得だからいいという話なんでしょうか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 細かい話はちょっと私の段階ではわかりませんので、それはお答えできません。

○鎌田委員 では、松田さんをお願いします。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 24年4月4日に7,000万円ということですけども、その資料自体をちょっと確認できませんので、お答えはできません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 金額からも大きな金額ですね、7,000万円ですから、70万円とか7,000円とかそんな金額であれば記憶にないというあれもいんでしょうけれども、7,000万円ですよ。それも、一気に計上しているわけですし、資料の何かに入っているんですよ、そこにね。（「（その4）の403ページ」の声あり）（その4）の403ページだそうです。私はここに資料を置いてないんですが、ご確認いただけますか。

○志賀委員長 確認できましたか、場所。松田証人。

○松田証人 その7,000万円という部分はどの部分なのかちょっとわからないんですけども、403ページのどの部分でしょうか。

○鎌田委員 403ページ、下から8行目ですか。

○志賀委員長 403ページの下から8行目ですね。7,047万9,877円。島民給与。

○鎌田委員 島民給与ほかというふうに表示されていますね。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 これについては、7,000万円という表示にはなっていますが、その支払いの都度の金額の合計が記載されているものだと思います。そこまでしかちょっと今の時点では返答できないです。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、その都度ということになると、23年8月ですから、翌月に支払われるとすると23年の9月からずっと支払いがされていないといけないわけですが、支払いが一切なくて、あくる年ですね、次年度の4月4日に7,047万9,877円を4月4日に一括ですね、ここで支払われていると。名称としては島民給与ほかという。資料があるのでそのとおりだと思うんですが、これも会計処理を請け負ってやられているわけですから、ここにちゃんと記されているわけですから、わからないということもおかしい話ではないかと。これはやっぱり守秘義務に入るんですか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 今守秘義務に違反するかどうかということですが、これも我々会計していたんじゃありませんからね、何回も言いますけど。あくまでも外部監査ですから。会計しているわけじゃないので、その内容はちょっと今の段階でわかりません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、そのわからないというところが私はわからないわけですが、そうすると話をぐっと戻しますと、24年1月に相談があって、実際は3月から仕事をされたということですが、協議会側の七十七銀行の通帳の写しといいますか、それをもらって、私も見ていたわけですが、何回かに分けて阿部会計事務所さんがその報酬をいただいているという形になりますが、そうすると3月から活動されているのであれば、もう4月以降に計上されたものについては、いわゆる平成23年度についてはもちろん目を通してやっているというふうに思うわけですが、通常3月から仕事を請け負っているわけですから。実際3月といたらその年度中ですね、年度中にいわゆる仕事をされているわけですから、年度のことについての内容については全部チェックされて、それで次年度にこういった処理をされたのと違いますか。私は一般的にはそうではないかというふうに考えるわけですが、松田証人、いかがでしょうか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 24年3月に顧問契約を結びまして、23年4月以降に関してさかのぼって確認させていただいています。その中の数字をもとに、報告会の資料が作成されていると思います。そして、7,000万円という数字がここに載ってきていますけれども、それは各月の支払いの合計額がここに記載されているものだと思います。

なお、会計処理というお言葉がありますけれども、会計処理につきましては私のほうではしておりません。私のほうでは、協議会さんに出向いて巡回監査ということで顧問先との顧問契約の中での巡回監査、数字の確認をさせていただいて、その数字の確認に間違いがあれば指摘させていただいています。その違いは、会計業務をしているのではないということをご理解願いたいと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、今の発言を確認させていただきますと、常駐ではなくていわゆる巡回の点検といいますかね、処理をされていたという形で、每日常駐したわけではないと。そして、3月に会計事務所として請け負っているわけですがけれども、23年度については点検はされているという証言でよろしいですか、今のは。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 23年度に関しては、さかのぼって資料等を確認させていただいています。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、あともう一つ先ほどの発言の中で払われていたと、そしてそれをいわゆるこの4月4日に計上したという、そういった説明が先ほどありましたけれども、それでいいんですか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 この資料を作成したのは私ではありませんので、はっきりまとめて表示したとはお答えはできませんけれども、この7,000万円という金額を考えると月々支払いされたものの合計額がここに記載されているということだと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 でも、これは金額が大きいので私はやっぱり記憶に余りない、鮮明にあるのではないかというふうに思うわけですが、では戻られた後にこれを点検いただいて、後ほどこちらのほうに、委員会のほうに、いわゆるこういう結果でしたというあれで回答を出すことは可

能でしょうか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 私どもは協議会さんから委託を受けて、顧問契約を結んでしているものでありますので、私自身の一存で資料を提出するとか提出しないとか、そういうことはお答えできません。協議会さんのほうに確認いただいて、その旨協議会さんのほうから依頼があれば確認作業はさせていただきます。けれども、資料を提出するのはあくまでも協議会であって、うちの事務所ではありません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私は会計処理を任された、点検を任されていたということであれば、当然その監視下にあるわけですから、自分の責任のもとにそういった回答ぐらいはできるのではないかと
いうふうに思うわけですがけれども、いわゆる書面が出さなくても、調べた結果ちゃんと前年度から支払われていましたよと、ここに計上されたのはまとめてなんですよということをお
かのように報告を願えればという話ですがけれども。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 何回も言っているように、会計は私のところでしているのではございません。それ
とともに、資料もうちの事務所には何もありません。協議会で多分資料を持っていると思うの
で、協議会と相談して、協議会からもし必要であれば出すようにしたいと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、相談いただいて、そして提出いただければというふうに思います。

以上で私の質問は終わります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど証言の中で、協議会で巡回監査というご発言がございました。そこでもう一
つ踏み込んでお聞きしたいのは、そうしますと協議会の会計はどなたがやっていたんでしょ
う。当然ながら会計の方とすり合わせというか、巡回監査ですので、月1回ですね、どなた
が会計をやっていたんですか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 会計の理事さん、会計担当がおいでになりまして、うちの松田が監査担当者にな
ってましたので、ともにやっておりました。個人の名前は言えません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど前段、公共工事ですよとはっきりお述べになりましたよね。何の支障もないと思うんですね。協議会の執行部は4人ですよ。（「5人」の声あり）5人ですか。聞くところによると事務局長は千葉勇夫氏、それから会計というか、そこは和田野氏というふうに聞いているんですが、それで間違いないですか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 わかっているとすればそのとおりだと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、その会計のところの責任で、先ほど鎌田委員がおっしゃった7,000万円は全部、その当時のですよ、処理したということでしょうか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 会計に関しては協議会さんのほうでされています。簿記の原則に基づいてされています。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 簿記の原則に基づいてされているというお話ですが、例えば協議会から出された浦戸のほうの当時の諸帳簿を見ますと、島民給与に限って言うとも明細なるものはほとんど出ていないんですね。ですから、先ほど協議会に確認しないとという話でしたが、実態は100条委員会として出された資料を見ますと出ていないということははっきりさせておきたいと思います。

そうしますと、これまでの会計処理で行ってきたのは事務局長と、それからもう一人の会計を預かっているというお話ははっきりしましたので、あと当時協議会の監査として携わった方がお二人いますね。宮城機工建設株式会社の代表取締役の鈴木俊一氏、それから監査人の岩金組代表取締役の岩金 誠氏、この2人で間違いないですか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 監査役はそのとおりだと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど資料のその4のところを出た資料で監査から出された報告で特に問題なしと、平成23年度、24年度の歳入歳出並びに業務について、監査の結果帳簿類、書類等が正確に適切に処理されているということを認めて報告するというので、この内部の監査の関係も外部監査としてこれを認めたということですか。

○志賀委員長 この会計報告を外部監査として認めたのかという質問です。要するにこの報告書についてね。阿部証人。

○阿部証人 そのとおりだと思います。会計理事さんが、理事さん皆さんの中で見てもらって、そしてなおかつ監査役に見てもらって、また理事さんを通してということですから、我々は間違っていないと思っております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そうすると、会計をし、内部で監査をし、この全体のその4の資料等々についての監査は全体として間違いなしということで先ほど発言がございましたので、その辺は確認をさせていただきます。

その上で、実は一時仮置き場の関係で越の浦、これも今回の証人を求める一つの対象になっております。過般この問題で中澤 仁氏、それから清野工務店の代表者、それからもう一人は宮本産業さん、お三方に証言をしてもらいました。宣誓の上での証言でございました。そこで、このページの関係で中倉の処分場の関係で、この決算が示されております。405ページを開いていただくと、越の浦の関係で6億200万何がしの平成23年度、24年度についての越の浦の関係の一次仮置き場管理ということです。おわかりになる範囲でよろしいんですが、この越の浦の一次管理の業務を受注した会社はどこでしょうか。管理業務。

○志賀委員長 それは会計監査と関係ないんじゃない。

○伊勢委員 そうしますと、それは会計として外部監査をして適切だということで阿部さんのほうで判断したということで捉えてよろしいんですか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 405ページの監査報告書を見てもらうとわかるんですが、下のほうに米印がついていまして、附帯事項として「平成23年、24年分の解体業務に伴う有価物の処理について、一部業者の不適切な処理が認められました。この件を審議していただくことを提言し、その結果により市当局もしくは議会へ報告し、業務完了としてください」ということが監査人から出ていますので、これは何ですかと私たちが聞いたならば、その三者に対して弁護士を通して報告するよというのを伝えていましたということだったので、わかりましたということで我々は承知しております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、前段100条委員会として開いた案件の中の、6月15日、16日に開か

れた中で、この点について協議会として報告があったと、有価物の関係で不適切な対応があったということで、それは協議会の監査の方から報告があったということですね、阿部会計さんのほうに。

○志賀委員長 阿部証人がこのコメントを載せたのかとどうかという質問だと思います。阿部証人。

○阿部証人 私が載せたのではございません。あくまでも監査人の方々がこれを、通常であればもらっていないとするならば締められないよねということになるわけですよ、通常ね。ところが、どうしても解散せざるを得ないという事情がございましたので、そうすると6月中にということがございましたから、それで多分これは載せたんだと思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、全体としては要するに不適切な処理等も含めて外部監査として評価をして、この文書も認めたということですね。

○志賀委員長 伊勢委員、そのところを外部監査に求めても無理だと思いますよ。外部監査はそこまで見ませんから。どこまでも数字が合っているか合っていないかですから。

○伊勢委員 わかりました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 では、限りがある中での恐らく監査ではないかなというふうに感ずるところであります、いずれにしても全体としてこの協議会の総会の決算書そのものは、先ほど全体として公金ですという扱いであることは間違いのないというふうにおっしゃっていたようですが、そうすると資料その4の全体の決算の外部監査から見た総事業費58億円ですか、それについては公的な文書として考えてよろしいんですか。決算書そのもの。協議会の。

○志賀委員長 要はこの報告書を公的な文書として捉えていいのかどうかという質問であります。阿部証人。

○阿部証人 我々としてはわかりません。我々としては、あくまでも協議会から委託を受けたのでそのとおりやっているだけでございますから、それがどうのこうのという話じゃございません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 外部監査は外部監査としてやられているのはそれは承知しましたけれども、少なくとも国から出てきたお金、そして協議会がいろんな処理をして、市に請求して使われたお金

ですから、公金ということは認めますね。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 それは今言われたようであるとすれば公金ですね。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、この協議会の総会資料等は、協議会報告は、平成25年6月25日は議会に提出したのですが、それは公の文書として確認をしてよろしいですかということなんです。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 何かわかっていないようなんですけれども、我々が委託を受けたのはあくまでも仮受金として全部処理していたので、それが一部手数料が1%あったんですね。それが適正かどうかということで一応は委託を受けたので、あくまでも工事資料云々かんぬんということで委託を受けたのではございませんので、その点を注意して発言していただきたいと思えます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 仮受金というのは一体何なんのでしょうか。私も初めて聞いた話のような気がするんですが。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 仮受金とは、1%の協議会を運営するために充てる費用であります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、この協議会にもその1%の分について付されているんですが、いわばそこだけの外部監査としてやったんですか。ページ数で言うとその資料の352ページのところで平成24年の解体の関係かな、そうですね、あと352ページないし353ページ等々、それから事務経費の354ページには載っていますが、これらだけだったんですか、外部監査として行ったのは。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 何か勘違いしているようなんですけれども、我々はあくまでも事務経費の1%の部分を含めた上で監査していたので、そのときに市からもらった分は仮受金、払った分は仮受金を出しましたので、その結果余った金額が事務経費として1%残るんです。1%調整するので、1%残るので、その部分の決裁事項を含めてうちのほうで外部監査をしていましたと

いうことをございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、つまり工事本体の協議会のこういった工事の受注の総額とこの一部仮受金と言いましたが、1%の分も含んだ外部監査としてやってきましたと、こういうふうに捉えてよろしいんですか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 最終的にはそうなんです、今言われたように一部公金が入っている以上、それは言い逃れできませんから、一応仮受金で処理していました、業者に払った分は仮受金出しましたということを含めて、うちのほうで検査しておりました。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 総体としてつまり外部監査をして、仮受金として1%分のやつについての取り扱いもということですね。そうすると、外部監査で総体としてやっているけれども、全体の1%ですか、運営費に係る件についても取り扱いをしていたということを確認をしました。わかりました。そういうことで承知しておきたいと思います。

そうすると、先ほど前段質問した中で、この文書そのもの、協議会全体の平成24年度ですか、6月の総会報告書は全体としては仮受金も含めて、あるいはその後の議事録も含めて公の文書として判断してよろしいかどうかだけお聞きしておきたいと思います。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 これは出された資料はあくまで資料であって、決算書ではございませんからね。あくまで資料ですから。総会資料として出した資料です。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 資料と言っても、一応はこれは各ページ数をめくっていくと36社の方々が出欠も含めて一切合財、例えば委任も含めて出されて、単なる記録ではなく、必要なものとして、手続上の問題は別にしましても、報告として当時、平成25年6月25日10時から商工会議所で旧会長進行、その他議事録署名人も含めて報告をしたものとして、単なる資料という扱いではないと思うんですよ。公金の扱いを進めました、これで報告をもってほぼ終了しますということですので、私は単なる資料としては受け取らないので、議会としては正式に前段の100条委員会になる前の委員会として資料請求をした中での取り扱いですので、それは市を經由して協議会のほうから出されたものですから、単なる資料ではないと思いますが。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 我々が見た資料は、こんないっぱいございませんからね。単なる総会資料として出された資料しか見ていませんから。こんないっぱいあると思いませんでした、実際。これは100条委員会も含めて出された資料でしょう。我々は総会資料として出された資料は……

○志賀委員長 これは調査特別委員会が出された資料です。100条委員会は関係ないです。

○阿部証人 我々が見た資料は、あくまでも総会資料として出された資料、ごく一部しか見ていません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ならば、先ほど全体として非公表の中で例えば410ページのところで阿部会計事務所さんの紹介があつて、細かいことは省きますが、当事務所で塩竈市協議会との顧問契約を結んで、会計の分野において監査させていただきました。そして毎月お邪魔した。そして資料に基づきながら流れ、金の流れを監査させていただきました。その中において正確な数字が列挙されたことを確認いたしますというふうに、こういうふうに表記されているんですから、これは間違いないですか。当時の議事録の関係上。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 さっきも言うように、仮受金ということは市役所から入ってくる分が仮受金です。出した分は業者に払う分です。それが伴って1%の件も出てくるので、最終的に我々1%を計算するんですが、仮受金が正しいものなのか、仮金の出しが正しいものなのか我々が監査してましたということですので、それに伴っていろんな資料がございます。その資料がこんなにあると我々思っていませんでした。総会資料とまた別です。中身は一緒ですよ。でもこんなに出していませんからね、総会資料。

○志賀委員長 ほかにありますか。田中委員。

○田中委員 では、私のほうからも質問させていただきます。

協議会の外部監査ですか、その金額は幾らで請け負ったんですか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 言っていいかどうかわかりませんが、4万円です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 月4万円ということですか。

○阿部証人 月4万円です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 この会ですよね。通帳を見られたと思うんですけども、通帳は幾つあったんでしょうか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 通帳は全て確認はいたしておりますけれども、通帳の札数が何冊あったかはちょっと記憶にはございません。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 銀行は何行だったですか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 銀行に関しては、主たるメインの通帳に関しては七十七銀行1つになります。仮受金、1%の事務費用の預り金としてもう1冊ありました。杜の都信用金庫と、有価物関係の通帳が2冊存在しております。岩手銀行と杜の都と、そこまでは把握しております。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 次に、この全体を契約される時、この法人が任意団体なんですけれども、課税法人と塩竈市と契約しているんですけども、そういう書類を見たことがありますでしょうか。消費税の課税法人です。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 消費税の課税業者になるためには、2年間継続していないと、3年目から課税業者になるんです。その前に人格なき社団です。協議会は収益事業でございませぬので、あくまでも仮受金を受けて仮受金を出すという作業でございませぬ。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 市役所は課税法人にしたのは間違っただけでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですけども。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 まず、課税業者であろうとなかろうと、もらった部分と払う部分でございませぬ。消費税込みで、今度は業者に払いますということだと思ひます。あくまでも協議会は仮受金を受けて仮受金で出すということにございませぬ。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 役所が消費税の課税業者としたら、消費税の申告義務があったんだと思うんですけども。

れども、そういう指導はなされたのでしょうか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 あくまでも仮受金でやる以上、収益業務はございませんので、収益業務でない以上消費税の申告は要らないということです。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 次に、この資料なんですけれども、その4の403ページ、404ページ、浦戸諸島のやつを見ていただきたいんですけども、404ページに24年3月12日、東華建設、5,000万円、これ七十七の通帳には8,000万円と出ているんですけども、どうして5,000万円なのかちょっとお聞きしたいんですけども。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 ここに7,000万円と出ていますけれども、「3月21日」の声あり）3月21日、2,000万円。「3月12日」の声あり）3月12日、5,000万円が8,000万円が支払われていると。「通帳から」の声あり）通帳から。

○田中委員 元帳には東北重機に3,000万円と書いてあるのに、何でそれが載っていないのかと聞きたいんです。会計監査が入ったのに。

○松田証人 よろしいですか。先ほどから外部監査という話がありますけれども、あくまでも巡回監査ということで、確認させていただいて、その確認に間違いがあれば指摘させていただいていますということです。8,000万円の支払いがある部分に関しては、確かに8,000万円の支払いがあると思います。5,000万円は東華建設さんで、残りの3,000万円は東北重機工事さんのほうに支払われているという内容になっていたと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 それがなぜ役所の報告にないのかということなんです。これは役所の業務なんです。委託業務ですので。先ほどから守秘義務と言われますけれども、今回の災害復旧連絡協議会は委託業務なんです。そうすると、役所の公金の支払いに当たるわけなんです。それを役所の代行としてやったわけですよ。それに対する出金の報告が、間違いでは済まされないんですよ。それをお聞きしているんですよ。通帳からは8,000万円出ているとあなたはわかっていた。じゃあ何でこの報告書に出ていないのか、あなたは外部監査として指摘しないのかということをお聞きしているんですよ。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 この8,000万円に関しては、質問事項にありましたので、内容をちょっと確認させていただきましてけれども、ここの5,000万円というのは内金で支払われたものでありますと、3,000万円に関しても東北重機さんに内金で支払われたものでありますということです。この表示の中で、3,000万円がここに載っていないのではないかという内容だと思いますけれども、その3,000万円に関しては以前に東北重機工事さんに支払われている金額の中に入っております。表示の部分での違いがあるという形になっています。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 役所の支払いに内金はありませんよ。はっきり申し上げます。それから、東華建設さんはこの内金の請求書を出しています。ところが東北重機さんは出されていません。そこまでは確認しています。ただ、この支払うということに対して外部監査法人が役所の仕事を指されているんならこういうのはないんじゃないかという指摘はしなかったのかだけお聞きしたいんですよ。なぜかと申しますと、ほかにあったからいいとかじゃないんですよ。そういう報告じゃないんですよ、これは。お金の出し入れを書いてほしいんですよ。

それともう1点。この報告書が日付順になっていないんですよ。はっきり申し上げます。

それからもう一つ。この浦戸の403ページ、入金最後の欄ですよ。3行。10月26日、10月27日、12月20日、これ年度が入っていないんですよ。一番最後の年度なものですから、これ24年度と私記載して台帳をつくったんですよ。でも、現実通帳を調べたら23年度でした。そしてもう一つ。環境課にも問い合わせましたら23年度でした。どうしてこのような記載を指導しなかったのかお聞きしたいんですよ。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 内金として支払われたのは、協議会さんが内金として支払われています。その内金としてですが、市に請求しているわけではないはずですよ。工事が終わった段階で全体の請求をされていると思います。

それと、確かに月が順番に並んでいないということはあるんですけど、そこに関しては並んでいないという事実は把握はしておりましたけれども、このようにつくらざるを得なかった理由があると思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 やはりこういう資料をやった月別だと年度を確実に載せる、それが会計の外部監査の指摘事項じゃないんですかねと思っているんですよ。これが意外と、役所に提出するんで

す、これ。そういう趣旨でつくったはずなんですよ。このころにはいろいろもう問題になっていたものですから、そういう仕組みはずなんですよ。それを指導されなかったのか、ちょっとお聞きしたいです。松田証人をお願いします。ずっと松田証人が答えているので、松田証人をお願いします。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 この資料においては協議会さんのほうで作成されています。作成された後に、確かに総トータルの数字等に間違いがないかどうかは確認はしていますけれども、日付の確認まではしてはおりません。ただ、指摘事項に関しては月々の監査の中で指摘させていただいて、協議会さんはその指摘された中からこの資料を作成されていると思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 でもこれ、役所に出す資料だと多分ご存じのはずだと思うんですけども、それで日付の順で、そういう監査で、そういう指摘をされない事業所があるのかどうか。はっきり申し上げて。あなたたちが税理士法人であって、そういう書類を作成するのがいつもの趣旨じゃないのかと思うんですよ。善管注意義務違反という形であれば、そのような形になってくると思うんですよ。それが処理だと思うんですよ。それに対してそういう仕組みが整わないとはどういうことなのか。その見解だけ。わかっている申し出なかったのか。わかっているでも受け取らなかったのか、協議会のほうが。その1点だけお伺いします。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 この報告会の資料が市のほうに直接提出になるという私は認識はありませんでした。この資料に関しては、あくまでも報告会で報告する資料として作成されているという認識でおりました。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 報告会というのは、会全員に公平に見せなければいけない資料だと思うんですよ。それなら日付をきちんと出すのが当たり前の話だと思います。

それともう1点。この報告書の金額と、彼らが受け取った金額が違います。口座に入っている金額が。そういう説明も一切ありません。

それから、浦戸では手数料を取らなかったという話をされていまして、それが手数料の話が出てくるかちょっと解せないことがいっぱいあります。今までの話ですよ。

それから、阿部代表社員は「私がやっていますから間違いありません」と参考人のときに述

べられたわけですよ。そういう方が何でこのような資料が出てくるのか、不思議でならないんですよ。この議会の、そちらに座って申したことをちょっときょう教えていただきたいですよ。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 先ほどうちの松田が言ったとおり、これはあくまでも総会資料としてつくった資料ですから、まずきょうのためにつくった資料ではございませんので。通常我々がつくったんではございませんからね。そこまで我々する必要ないので。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 会計事務所はそういう言い方をできるのでしょうか。お金をとった以上、お金を決めた以上、やはり毎月いただいている以上、きちんとほかから言われても大丈夫なような資料をつくるのが会計事務所なのではないのでしょうか。そこら辺ちょっと教えていただきたいですよ。これ役所の総会資料と言っていましたけれども、要するに私文書ですけれども、公表する資料ですよ、彼ら会員に対して。公正を旨とする資料だと思うんですよ。その公正を旨とする資料がそういう形で言われると、ちょっと心外なんですけれども。きちんと彼ら会員の中でやっぱりいろんなことを、問題があって今回こういう資料が出てきたと思うんですけれども、その中で説明を受けた人たちの立場がないんじゃないのでしょうか。この数字は違いました、この数字は合っていました、この数字は違いますというような話では、会員の方々がかわいそうだと思うんですけれども。よろしくちょっとお聞きしたいんですけれども。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 あくまでもうちのほうの顧問としては仮受金の出し入れだけですからね、契約している部分は。だから、ここまで我々がつくる必要もないし、これをつくったこと自体我々はわかりませんでした。総会資料として我々が出した資料と、金額は一緒ですよ、ところがこれが資料として総会に出されたこと自体も我々本当のことを言うともわかりません。あくまでも仮受金の処理ですからね。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 406ページに総会のときに松田先生は出席されてますよと書いてありますよ。出席されてたんでしょう。それでわからないということはないんじゃないですか。ちょっとそれを聞きたいです。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 わからないという部分がどの部分がわからないというのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。わからないと言いますが、何をわからないということ言われているのか……。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 一つ申し上げれば、東北重機さんの請求書の累計は2億8,899万93円なんですよ、浦戸に関して。それが東北重機さんに支払いされた総額、こちらの総会資料では3億932万1,243円なんですよ。協議会総会資料は。実際に東北重機さんがもらったのは2億9,109万1,563円なんですよ。そして、その中に協力金が143万円というのが東北重機さんの資料にあったんですよ。はっきり申し上げて。だから東北重機さんの入金は通帳コピーで全部確認しました。それで、その金額の中で請求等292,521,243、292,521,563とちょっと違いがあります。320円。初回にあなた方が請求された金額より多く東北重機さんの口座に入っていました。320円。それは23年7月分を616万3,500円という形で請求されて、23年8月31日に616万3,820円で入金されています。その訂正はなかったです。それで、協議会の資料は616万3,500円という形でした。そして、るるおいていきますと3億932万1,243円になったんです。これが当たっているかどうか私にはわかりません。私の置いたそろばんですから、あと確認してください。それでプラス1,680万円なんです。だからわからないんですよ。これが全部なんです。千葉篤さんもそうですし、皆さんの、私が調べた範囲、総会資料のこの金額と彼らから出てきた銀行台帳の累計は違うんですよ。どこに整合性があるのかというのを聞きたかったんです。

それからもう一つ。彼らは執行部が出てきたときに1%の手数料は浦戸はありませんと言ったんです。そして返しましたと言うんですけども、そこら辺がちょっと見えないんですよ。それで会計さんが来るのを楽しみにしていたんです。どういう処理をなされたのか。それで、そういう見解が正しいのかどうかを知りたかったんですよ。資料が間違い、それは私どもだって素人ですのであるんです。ただ、金額8,000万円が5,000万円というのはちょっと解せないものですから質問したんです。それをどのように処理するかというのも興味があったものですから、確実に聞いたんです。

それから最後にもう一つ。この任意団体の問題なんですけれども、銀行が通帳をつくったときに、金融安定化法違反の疑いがあるんじゃないかという指摘はされたかどうか、1点だけ教えていただきたいんですけども。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 最後の質問に関しては、そういう指摘はしておりません。

あと、初めの協議会からの支払い、そして各会社の入金状況、各会社の入金状況に関しては、私そこまでは把握しておりませんので、そこと突き合わせすることは当然できないです。突き合わせするに当たっても、どの資料をどう突き合わせするかによって当然金額は変わってくるわけでしょうし、その辺の違いがあるということに関してはお答えはできません。

あと、1%の部分に関してなんですけれども、これは杜の都信用金庫の通帳において支払う方、支払われない方もおられますと。支払われる方からはきちんと預かって、そしてかかる経費を差し引いた分、24年度でいきますと62%ぐらいが返還されているという状況になっています。ここに関しては、きちんと預かって支払ってという内容になっていますので、ここに間違いは一切ございません。ただ、支払われる方と支払われない方、協力される方と協力されない方がおられたことは確かです。

以上です。

○志賀委員長 いいですか。ほかに。菊地委員。

○菊地委員 ご苦労さまです。

基本的なことをお伺いします。外部監査というよりも巡回監査をしていたということで、月4万円の契約でやっていたということで、ご苦労さまと思います。

それで、巡回監査は月に何日か行かれたのか、それとも何時間ぐらいで済ませていた監査なんです。時間等、教えてください。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 うちの松田から発言がございしますが、その前に4万円がいいかどうかは別にして、当時我々確定申告最中でした。にもかかわらず、やらなくちゃいけないねという使命感がございましたので、とりあえず4万円で契約することにしました。というのは、収益事業をする企業じゃないので、あくまでも1%の範囲内でいただくということになっていましたから、4万円で十分ですということを含めて、あとはうちの松田が確定申告最中にもかかわらず毎日のように行っていました。だから、本来であれば4万円じゃ足りません。それも含めて松田のほうから発言させます。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 基本的には月2回というような考え方になります。ただし、協議会さんにおかれま

しては顧問契約を結んで、さかのぼって1年間分まとめております。そのまとめた部分に関しては、24年の……、済みません、ちょっと忘れましたが、1年分をまとめさせていただきます。基本的には2回なんですけれども、私塩竈市内いろいろと担当先がありますので、疑問が生じた部分、解決されない部分に関してその都度お伺いさせていただいております。ただ、何日間とか何時間とかということは具体的には言えませんが、かなりの時間を協議会さんのほうに割かせていただいて、ご協力させていただいております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 熱心にかかなりの時間を割いてやったと。しかしながら、そういった整合性がないような処理とか、そういうのを指摘しながら、あと次に行ったときに改善されているかどうかというのを監査をしていったのではないかなと、通常だと思うんですよ。普通のだったら。そして、仮受のやつをただやっていたんだよと言うんですけれども、その仮受で受けたものを出すというのも、それもちろん伝票なり帳簿なり、出納簿というんですか、そういうものにちゃんと記載、会計事務所さんとしてはそういったものをちゃんとやられていたんですか。個別の連絡協議会さんから出されたものの資料と、自分たちである程度まとめておくというやつはちゃんとなされていたと思うんですけれども、その辺の状況をちょっと教えてください。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 私がまとめるものではありませんので、協議会さんのほうで処理されてまとめられています。私が資料を預かって、通常は記帳代行というような形で呼ばれるかもしれませんが、そのようなことはいたしておりません。あくまでもお邪魔して、そこの中で適正に処理されているかどうかを確認させていただいております。

それと、先ほど整合性というお話がありましたけれども、何をもって整合性というようなお話なのかちょっとわかりませんが、日々の取引における整合性はきちんととれております。ただ、報告書に関する日付順に並んでいないとか、いろんな表示方法に関する違いがある部分があるかもしれませんが、きちんと整合性はとれておりますし、整合性のとれたものをもって今回の資料が作成されております。

以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 整合性という言葉があればあれなんですか、いろいろあるんですが、

では例えばそういった応報して向こうの連絡協議会の事務局に行っているいろいろ監査なりをして、合わせてくると。ただその出された場面、場面だけの調べだと。でも、支出にしても請求書なり、入ってきたものは通帳との合わせ、そのくらいはしたんですよね。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 当然のことながら、お伺いして提出された資料は全て確認しておりますし、入金、出金、市から入金になった金額、これがなぜ入金になったのか、なぜということはないかもしれないですけども、請求書との突合、そして支払い先、その支払いへの突合等は提出された資料の中できちんとさせていただいています。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 請求なりなんなりを突合してちゃんとやっていたということの確認が今とれました。

あと、1件聞きたいんですが、今年度に入りましていろいろ100条委員会で証人の方に来ていただいたり何だりして、100条委員会として資料要求していました。しかしながら、6月に千葉篤さん関係で言いますと最初に出されていた書類関係の請求書と、2回目に出された請求書の金額が約400万円、三百何万円違ってきています。そして日にちも違ってきていますが、後からこういった事実を聞かされて、監査していた方としてどう思われますか。例えば今千葉篤さんの例を言いますと、1回目の請求では1億1,475万8,000円なんです。2回目1億1,838万9,000円と変わってきている。そして日にちも違うし、ばらばらになっている。そういうのが我々のほうに書類が来ているんですが、阿部会計さんのほうではちゃんと見ていたと言うんですけども、そういう違いがあったと。そして、時系列で言うと入金の月日とかそういうのもずれてきているというのの監査というか、入ったものと出たものがある程度突合したと言うんだけど、それが合わない事実が今になって出てきているんですが、そのときは合っていたのかなと不思議に思うんですよ。

○志賀委員長 協議会に対する下請さんからの請求書と、それから出金額のチェックをされましたかということですね。松田証人。

○松田証人 入金額、出金額の確認は当然しております。ただ、100条委員会に提出された資料等は私は確認していませんし、その辺はちょっとわかりません。

あともう一つ何かありませんでしたか。

○志賀委員長 結局下請の構成員の方が協議会に対して請求書を出しますよね。その請求書の内容と、それから協議会が下請さんに払った金額の整合、チェックはされましたかという

ことです。

○松田証人 当然金額のチェックはしております。請求があった金額、そして各業者から協議会、協議会から市、この流れの書類は確認させていただいています。ただ、そこの中の細かい部分がどうのこうのということは当然それは私のほうではわかりません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今大事なことを言われました。業者さんから協議会に上がってきた請求書、そういうものをある程度チェックしていただいたと。本当にありがとうございます。しかしながら、そのものがどういう請求書の性格を持っているかまでは監査していたかどうかわかりませんが、その請求書の中で例えば一括で書かれている請求書等もありました。そういった個別案件についての請求書を見たのか、それとも一括の請求書だけを見て、例えば何千万円ですよ、請求が。そして支払いも何千万円ですと、そういうのが合っていたというだけなのか、それとも個別の請求書をチェックして見ていたというのか。業者から来る物の。

○志賀委員長 請求書の中身が明細がきちんと書いてあった請求書だったのか、金額しかない一括の請求書だったのかという問いかけです。松田証人。

○松田証人 一括で何千万円と書かれていたものなのかどうなのかということは、今この場ではちょっとお答えはできません。ただし、一括であったとしてもその下なりにきちんとその明細があるはずで。その部分に関しては、きちんと私のほうでは確認していますし、その内容の点はちょっとわかりませんが……。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。今松田さんが請求書の一括の中の明細をちゃんと確認していたということを教えてもらえれば、本当によかったなと思っています。しかしながら、これは会計さんのほうにはちゃんと書類、明細を出したかもわかりませんが、我々の100条委員会というところには資料要求してもそういうものが出てこない。ありませんと。または協議会さんから支出された金額で請求書をつくって出したので、それを支払ってもらいましたと。ですから、そういうふうな不都合が生じているので、我々はなぜそういう会計処理をしているのかなという、ただ単純な疑問なんです。ですから、今松田証人はちゃんと請求書の中身も確認しましたよということですから、我々にすれば……。

○志賀委員長 ちゃんと確認じゃなくて、ついていたということだけは見てますよという話ですね。松田証人。

○松田証人 その請求書は業者から協議会というお話ですよ。その業者までの請求書というのは私は確認はしていませんよ。業者から協議会であって、その業者の前の段階というか、そこは確認していませんよ。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 業者から協議会へ来た請求書はちゃんと確認されたとさっき言いましたよね。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 提出された書類に関しては目を通しております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そういった提出されたあれでは、全部日付やら金額等が合っていたというふうに理解してよろしいんですね。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 そこに関しては、今正確に答えることはできません。合っているか合っていなかったか、それはちょっとお答えはできません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろありがとうございました。

あともう一つなんですが、これは阿部証人にお伺いしますけれども、先ほどの資料4の報告書の関係で、そこに出されていたものが全てだと。金額等も合っていると。そしてそのほかに何か決算書みたいなのがありましたというふうに先ほど伊勢委員の質問に答えていたのですが、その報告書は決算書ではないんですよ。決算書というのは、別に実在しているんですか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 24年度と23年度でまた違うんですが、24年度、つまり25年6月14日の段階においては仮受金がゼロの段階ですから、出しようがありません。決算書そのものが。それも含めた上でいろんな明細表を組合員の方々に出したんだと思います。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そこが何かちょっと歯切れが、聞いていて悪いというか、我々の理解が悪いのかどうかかわからないですが、23年、24年、そしてその流れ的にはわかるんですが、そこに出されているもの以外にちゃんとした決算書というものがおありなんですねということです。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 23年度は普通預金と仮受金が残っています。決算書という意味はそういう意味です。普通預金が幾ら幾らあって、仮受金が幾ら幾らですと。24年度分、つまり25年6月14日においては皆さん解散していますので、その段階では普通預金もゼロ、仮受金もゼロということでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ゼロというよりも、その決算書なるものがそこに出されている26年に報告されているような内容のと一緒ですと先ほど申されていますので、その一緒のもの、別なものがあるんですかとお伺いしているんです。

○志賀委員長 報告書以外にも決算書があるんですかという問いですね。阿部証人。

○阿部証人 我々が言う決算書という部分と、資産表的なものとはまた別なんですね。資産表はございます。ただ、決算書そのものはさっき言ったようにゼロの状態ですから出しようがございません。ということで、決算書そのものはありません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 その意味が、例えば貸方、借方とかとあって、それがゼロだから出しようがないという、その流れ的なもの、資産表でも何でもついてある程度決算報告というものがなされるのではないかなと思うんですよ。例えば仮受が27億円ありましたよと、そして入金も27億円あって、支出が27億円あって、残がゼロだからありませんでなく、そのある程度項目というものの明細というのもしないのが決算というのが通常なんですか。阿部会計さんでは。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 通常の決算の場合は、菊地委員が言ったとおりだと思います。ところが、この場合はあくまで仮受金処理で我々預かっている以上、仮受金はゼロですので、ゼロでしたよという状態をお知らせした上で、ゼロの場合は出しようがございませんのでということです。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ月4万円で二十何億円だの何だのをやってと言われるほうも大変だと思うけれども、例えば会計処理関係で私は書類関係がやっぱり原則的にちゃんと……。何と云っていいのかわからない、仮受金の処理だからどうのこうのというよりも、もととなるものは国の税金、市から来たものだって国の税金ですので、そういったことをわかっていて処理をしていたと思うんですけれども、そういった処理関係の事務上、私はうんと厳しくあるべきでないかなと思うんですよ。公共事業関係ですのでね。頼まれたのは連絡協議会だと、だから違うんで

すよと言っても、やっぱりもととなるのは大きな公共事業でありますし、ちゃんと我々は究明していきたいなという思いでいるんですが、なかなか、連絡協議会は25年の3月でしたか、もう解散していますけれども、もう利害関係も何もないんですよ。ですから、私はそういった上でこういうことがまずかったのではないかなというふうな指摘部門があったとすれば、そういうことを、何もなくてここまで来たのか、その辺の考えだけ聞いて終わります。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 決算書というお話がありますけれども、企業会計に基づいて決算書は提出しておりませんので、決算書は存在いたしません。存在しないというのは、ゼロから始まってゼロで終わっていると、入金、出金、収入、支出だけのお話になってきますので、決算書に関しては出しようがありません。ここはご理解いただきたいと思います。

それと、毎月お邪魔して、その時点で入金、出金の違いとかその辺に関してはきちんと指摘させていただいています。そして、金種表までつくるようにお話しさせていただいています。ただ、提出された資料において、指摘できることに関しては指摘させていただいていますし、それに基づいて訂正されたりしております。

以上です。

○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。嶺岸委員。

○嶺岸委員 私のほうから何点か確認する意味で、今松田さんがおっしゃった点で確認したいなと思います。

まず、協議会が立ち上げられて、法人格をとりました。これはみなし法人ですね。これはどういった指導でみなし法人にしたのか、その辺打ち合わせしたのかどうかお聞かせ願えればありがたいと。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 みなし法人という言い方が正しいかどうかわかりませんが、人格なき社団と言います。みなし法人とはまた別です。それに向けて、我々はその委託を受けましたということでございます。以上です。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 そうすると、今阿部さんがおっしゃったとおり法人格がないところにどうして公金が支出できるのか。その意味についてお知らせください。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 通常であれば市役所がする仕事だと思っています。本来であれば。ところが、震災がありまして市役所もいろいろ大変だったと思っています。それで多分協議会のほうに委託したんじゃないかなと思っています。以上です。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 公金を受けることができるのかどうか。その財団が、財団法人としてできたわけですから。それをお聞きしたい。オーケーなのかオーケーでないのか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 そういう契約書がありますので、それをもって受けたと思います。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 これは非常に難しい話で、100条委員会と、それから法務局の判断と、それから一般法人格と、この3種類の流れがあると思います。多分阿部会計事務所もその辺はわかっていると思います。その中で、本来であれば今1カ所に、通帳が1本でなくてはならないんですね。もう1本あったというのは、いわゆるリサイクルショップの杜の都信用金庫玉川支店ですか、そこに各企業さんから……。

○志賀委員長 有価物。リサイクルショップじゃなくて。

○嶺岸委員 有価物の会計がそこにおさまっていた。一番最初に100条委員会の中で通帳はどこですかと言ったときに、来たのが七十七銀行の1本でした。途中でわかったのが、合併したためにもう一回切りかえをしなければならないと。そのために、2つになっているような状況になったと。これだけだとかいう話で、そしたらその後またいわぎんさんの通帳が出てきた。今聞いたらもっとあると。どこを信用すればいいのかしら。この通帳はどういう意味で、そんな6冊も必要なのか。これは法人です。公金が支出されていて、それが結果どういふふうフローされていくのか。この銀行の通帳をもって多分会計事務所もあてがって合わせていくと思うんですね。これがつまり合っていないということなんですよ。私たちの資料、いわゆる会計事務所さんから来た資料ではないけれども、協議会から来た通帳と資料と、それから支払い先と入金された金額ときちんと合っていないんです。阿部会計事務所さんは「合っています」と、こう言い切りました。私たち計算して、多分こちら側に座っている委員の皆さんは合っていないのはわかっているはずですよ。こういうような状況で、本当に会計処理をして、指摘をして、松田さんはしましたよと言うけれども、この6冊は本当にどことどことどことあるのか、しっかりとここで明記してほしいと。当然通帳から転記して

いくわけですから、支払い先もどこの通帳とわかるわけですから、本来であれば連絡協議会1本のはずですよ。金融安定化法から言えば、これはバツですよ。銀行は。アウトですよ。これを会計事務所さんが指導できなかったということが、やっぱり私はこれはマイナスだなということもありますので、その辺のことをできれば教えていただきたいと。

○志賀委員長 今嶺岸委員、6冊とおっしゃいましたね。6冊ありましたか。

○嶺岸委員 毎年2冊で4冊で6冊。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 その6冊というふうにお話しさせていただいたんであればそれは間違いです。4冊になります。（「4銀行」の声あり）済みません、4銀行になります。メインが七十七銀行の塩釜支店になります。1%の預かりに関しては、杜の都信用金庫栄町支店、あと有価物の預かりに関しては岩手銀行塩釜支店と杜の都信用金庫玉川支店のはずです。その記憶で間違いのないと思いますけれども。

○志賀委員長 6冊は聞き間違いですね。いいですか。（「さっき質問したそのほかの」の声あり）阿部証人。

○阿部証人 何でそういうふうに4行にしたかというお話をしておかないと。今1本でやればいいんじゃないかというお話なんです、当然のことながら仮受金の処理をするに当たって1%の手数料の部分がございまして、それを分けておかないと後でわからなくなってくるんです。あと有価物も同様です。それも含めた上で、4つの行にしました。我々も含めて最初から、我々が来たときから4つ……。その件はうちの松田が説明します。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 初めに確認しているのは、2行になります。七十七銀行と、1%の預かりの杜の都信用金庫栄町支店になります。あくまでもメインは七十七銀行1冊になりますので、そのほかとして1%の預かり分をきちんと明確に分けるために杜の都信用金庫栄町支店で管理されています。あと2冊においても、きちんと有価物の金額を確認というか、きちんと通帳に置いて管理するためにそうされていることだと思います。ただ、あくまでも通帳は七十七銀行の塩釜支店1本の中で公金は管理されております。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。便宜上そうしたんだろうと。会計上はね。普通はあってはならぬことだと私は思っております。なぜかという、やっぱり我々あきんどすると2つも3つも同

じ名義で、同じ会社で持っているということはありませんので、その辺も国の規定から言えば確認したらちょっとおかしいんじゃないかということも言われました。この辺も問題視されると。やっぱりいろいろ分散しちゃうと間違う、転記するために間違っているということもありますので。わかりました。

それで、この4つに分散した結果、全部見ているわけですからね、阿部会計事務所の松田さんは。それでもって合わないという現実があるわけですよ。通帳とも合わない、これとも合わないという現実はどう考えますか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 通帳の内容に関しては、当然入金、出金という形になっていますので、その中では私が確認した中ではそれは合っております。そこから後の部分の突き合わせの部分で合わない部分が生じてくるというお話はあるとは思いますが、そこ以後、協議会の資料、そして相手先の会社の資料、相手先の会社の資料等の突き合わせをした結果、合いませんと。そこに関してはお答えすることはできないですし、相手の会社の通帳は当然確認しているわけでもないですので、あくまでも基本的に振り込みにて支払いされていますので、相手先の通帳にその金額がそのまま入金になっているものとして理解しております。なお、報告書において一部記載の違いがある点があるかもしれないですが、そういうことはあったのかなというような形で認識しております。以上です。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 残念ながら、私たちが100条委員会でもいただいた資料と通帳と、今松田証人がおっしゃったことはちょっと違いが多過ぎるなど。というのは、やっぱり我々も銀行振り込みでやりますよね。支払いますよね。そうすると、どこから、例えば嶺岸商店から入りましたよと必ず銀行の口座の脇に書かれますよね、帯に。これは当然ですよ。その帯がない通帳、どこに行ったかわからない、支払い先不明の何も書いていないもの、そういうものを確認したことはありますか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 銀行にて振り込みをした時点で、必ず横に帯が書かれるとは限りません。それはその時点で書かれる場合もあるでしょうし、書かれない場合もあると思います。協議会においては一括で何千万円という金額を振り出して、それを一括の振り込み用紙にて振り込みされています。内容で、銀行が現金でおろして現金で振り込んだような手続をされれば当然記載

はされてはきません。銀行によってそのような違いがありますので、その辺は記載してくれ
と言っても銀行が嫌がる場合もあるでしょうし、それは一概に記載がされているというよう
な考えではないと思います。以上です。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 そうすると、そういうものを松田証人は見ているわけですね。見て転記しているわ
けですよ、帳簿に。帳簿というか、こういう書類に。どこにどういうふうにお金が行った
か、それだと明確にわからないんじゃないですか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 私は転記はしてはおりません。会計のほうでその転記とかがされている状態になっ
ています。そして私はその入金になった金額と支払いの金額が合っていることは、そこは確
認しております。3,000万円おろして、A社、B社、C社という形で1,000万円ずつ振り込ん
だのであれば、その支払い金額が合っているということは確認しております。以上です。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 これ以上言っても横にだけしか進みませんので、私は終わりますけれども、果たし
てこれが信用できるのかどうかという疑問を持ちました。以上でございます。

○志賀委員長 つけ加えて質問ですけれども、振込依頼書の控え等の金額と払い出した金額のチ
ェックというのはされていましてでしょうか。松田証人。

○松田証人 払い出した金額……、振り込みした金額の合計額は確認しております。

○志賀委員長 振り込み伝票そのものはチェックされていますか。

○松田証人 振り込み伝票というものは存在しておりません。振り込み伝票が存在していないこ
とに関して、存在していないからどうのこうのという話にはならないと思うんですけれども
……

○志賀委員長 要するに銀行には必ず控えが残りますよね。会社にね。だから、その振り込み伝
票の控えを確認して金額のチェックをしたかということです。

○松田証人 済みません、振り込み伝票は存在しておりますけれども、振替伝票等は存在してお
りません。振り込み明細ですね、明細は存在しております。

○志賀委員長 ルビが打つ、打たないはその会社と銀行で取り決めて、そういうことがあるない
というのが出てきますから、当然ね。ただ、監査として、当然振り込めば振り込み依頼票の
控えが必ず発行したところに残りますよね。ですから、その残ったものと、言われている出

納簿の金額とのチェックというのは当然できるわけですよ。

○松田証人 それは当然できます。当然しますし。（「ちょっといいですか」の声あり）

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 うちのほうがかかわった部分は、何回も言うように24年3月以降ですから、それ以降の部分はうちの松田が全部チェックしています。その前の段階はあちらの経理の方々がやっていたので、間違っていたかもしれません。それは後でうちのほうで直させました。それで違っているかもしれません。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今までの質問者に対する回答に対する質問、3点させていただきたいと思います。

まず1点は、田中議員が質問した中で協議会は収益の法人ではないという話をされたんですね。いわゆる1%しかとっていないので、手数料といいますか、それが1%だけなので、いわゆる収益の法人ではないという発言をされたんですが、阿部証人は。これで間違いありませんか。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 間違いはございません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私の記憶によると、いわゆる協議会に参画している業者からの請求書が上がると、それにまた経費をたしかかけていたはずなんですよ、協議会は。30%ぐらいだったような気がするんですが、そういうことはご存じではないんですか。

もう一つは、協議会としてですね、直接島民給与、島民を雇い入れて支払いをしているという実績があったと思うんですが、そういうことを考えると収益法人ではないというふうに私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 1%はあくまでも預かりであり、収入ではありません。これをもって収益と考える考え方にはなっていないと思うんです。あくまでも預かって、それは後から精算しておりますし、消費税もその中にはかかっておりません。そういう形になります。

あと、30%の経費とかとありますけれども、そのような書類に関しては私は一切見たことはありませんし、あくまでも市からの入金に関してはかかわった業者に全てが支払われているという形になっております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 菊地委員が質問した中では、業者から上がってくる請求書と明細を見ているという発言がありました。そして、協議会から市に出す請求書についても見ているという、そういう話がされていたわけですが、その中の市への請求の明細には経費が入っているんですね。ですから、それをどういうふうに思いますかということですね。ですから、そこで経費をとっていただければ私は収益の法人だというふうに考えるわけですが、そういう考えにはなりません。その1%だけの考えであればそうですが、実際経費がかかっているという現実があれば、いかがですか。

○志賀委員長 詳しく説明しますと、浦戸のガレキ収集運搬業務の中で、今30%でなくて11%なんです、事務管理費をとっているんですよ、協議会が。そうすると900万何がしかの収益が上がっている、そこで。ということに対しての質問なんです。松田証人。

○松田証人 11%の管理費に関しては、管理された業者の経費という意味合いではないですか。

○志賀委員長 ないんです。その前に、上に5%、30%の業者に経費が入っているんです。協議会にその11%が入るようになっているんです。という事実があるんです。

○松田証人 私の知り得ている限りにおいては、11%の経費どうのこうのということですが、それが協議会の収入になるということは確認はしておりません。

○志賀委員長 わかりました。鎌田委員。

○鎌田委員 委員長が細かな説明をしていただいたんですが、そういうことになるわけですが、そういう事務経費を含んだやつが業者から上がってきていると。その額面に対してまた事務経費を協議会がとっているという形なんです、1%ではなくて、11%という委員長からのあれがありました、それについてはどう思われますか。そういうことであれば、いわゆる収益法人ではないという発言が先ほどありましたが、収益法人と見ていいものと私は思うんですが、それについてはどういうふうに思われますか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 その書類を確認させていただかないと何ともお話しはできませんし、業者から11%をいただいたというお話……

○志賀委員長 じゃないんです。市から。

○松田証人 市からですか。その辺に関しては、私のほうでは回答することはできません。それは協議会のほうであくまでも工事の代金として請求されているものから、そこに関

して私のほうからは答弁はできません。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、いわゆるその仕事の範囲ではないと、これは協議会の話だということ
でよろしいのかなというふうに思うんですが、もう一つここで先ほどの菊地委員からの質問
の中で、協議会に参画している業者からの見積もりが上がってくると、その額面だけではなく
くて内訳も見ているという話をされたんですが、それで間違いはありませんか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 提出された書類の中に、当然総トータルの金額がありますと、総トータルの内容が
記載されているものがありますと、提出されたものに関しては確認しております。ただし、
その内容に関しては私が確認すべきものでもありませんし、これは市との中での確認のもと
にされているものでしょうから、その辺に関してはわかりません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、中身が細かなところを私は言っているのではなくて、額面があって、
それに簡単な、簡単というのは表現が悪いですけども内訳書があると。それを見たという、
確認したということでもよろしいのかどうかを言っているんですね。いかがでしょうか。

○志賀委員長 あるかないかですね。ついてたかついていなかったかですね。松田証人。

○松田証人 済みません、あるかないかというか、ついてない部分があるとか、そういうこと
に関してはちょっとお話しできないんですけれども、提出された資料の中で当然総トータルの
金額と中の金額に関しては確認いたしております。それ以外に、書類が何かある部分がある
のであれば、それはわかりませんけれども。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 結論から言いますと、協議会側から内訳明細書でしたか、（「支払内訳明細書」の
声あり）支払内訳明細書というやつを、業者から上がってくるんじゃなくて、協議会側から
これをつくってくれと、出していると。いわゆる内訳の明細を書いたこれで出してくれとい
うやつを、明細を渡していると。それに額面だけの業者側から総額の金額が出て、それと合
わせて協議会側に出されているということなんですね。つまり、その請け負った業者が出し
た内訳書ではないんですね。その名称からして違うんですね。ですから、工事内訳じゃなく
て、内訳明細書という名称になっているんですけれども、その辺については確認されてい
るのかされていないのか、そんな記憶はないのか、ちゃんとした内訳書というふうになってい

たのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 業者側の名前が入った請求書は確認されたのか、連絡協議会がつくった支払内訳明細書で確認したか、その辺のご記憶があればどちらかお答えください。松田証人。

○松田証人 各業者から協議会に上がってくる請求書に関しては、各業者名になっているものを確認しております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、今までのあれを見ますと業者のほうからは内訳の明細は上がらなかったと。ないという証言がありまして、実際は協議会側から内訳明細書というやつを出されて、それに額面だけつけて出しているというのが実態だったんですね。そうすると、ちゃんとその業者の内訳書が入っていたと。業者名の内訳が入っていたという解釈で、今の回答でよろしいと思うんですが、もう1点……

○志賀委員長 鎌田委員、額面だけの請求書が上がっているというのはそれも違います。支払内訳明細書だけで支払いしてますから。請求書は上がっていません。

○鎌田委員 そうか。そういうことですがけれども、それについてはじゃあいかがですか。先ほどの回答と違ってくるわけですがけれども、委員長も今補足してくれましたけれども。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 市に請求しているものはどの書類でもって請求しているかどうかはそれはわかりませんが、各業者から協議会へ請求が上がって、そして協議会がそれを取りまとめて市に請求しているという形になっていると思います。ただ、市に請求しているのは、市に行っている部分に関しては細かい内容等はないのではないですか。ちょっとその辺は私はきちんと答弁はできませんけれども。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私が言っているのは、協議会に参画している業者から協議会への請求について話をしているんですが、それも確認されているということで、菊地委員がそういう質問をされているし、先ほどの中でも業者名があったということを発表されたと思うんですが、そういった内容でよろしいんですかということを行っているんです。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 提出をされました資料の中で、業者からというか、業者名の入った協議会の請求書は、請求書というかその明細については確認しております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると確認したと。それはいわゆる事務局がつくった内訳明細書ではなくて、参画した業者がつくった明細であったということでもいいんですね。

そして次の話に移りますが……

○志賀委員長 ちょっと待ってください。

○鎌田委員 ではそこを。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 済みません、事務局がつくったものなのかどうなのかは、そこは私はわかりません。ただ、相手さんの、事業者の名前の入った請求書等は、そこは提出されたものに関しては確認しております。そこを協議会自体がつくったのかどうかは私はわかりません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ですから、内訳の部分が協議会がつくったんだろうということなんですが、その内訳の……

○志賀委員長 その部分については確認ができていないと。

○鎌田委員 できていないんですね。

じゃあ次の話に論点は移ります。通帳の話です。先ほど嶺岸委員が質問された中で、ほかの方も質問しているわけですがけれども、4冊あったと。その中で七十七、杜の都については1個1個と。それはわかりました。そして岩手銀行に有価物の関連が2つあるということですが、先ほどのわかりやすくと言いますか、そんな点で言うと七十七はメインだったと。それから杜の都信用金庫については1%の関連だと。それから有価物については岩手銀行が2通だということなんですが、なぜ2通に分ける必要があったのかと。どういう理由があったのかと。

○志賀委員長 先ほど同じ質問が出ていますけれども。先ほど帳面がなぜあったかという同じ質問が通帳に対して出ていますけれども。

○鎌田委員 ですから、有価物で岩手銀行になぜ2つつくる必要があったのか。

○志賀委員長 岩手銀行2つじゃないですよ。岩手銀行と杜の都の玉川支店。

○鎌田委員 そうですか。そうすると、有価物でなぜ2行利用する必要があったのかということをお聞きしたいんです。

○志賀委員長 わかりますか。松田証人。

○松田証人 どちらがどちらとはちょっと言えないですけども、私の記憶によると有価物の本土と島の分を分けて明確に管理するために2つにされていると思います。

それと、名義の話ですけども、ちょっと訂正させていただきたいんですが、メーンの七十七ともう一つの杜の都に関しては協議会名でつくられていると思うんです。もう2行に関しては、管理上の問題かちょっとわかりませんが、協議会名ではないと思います。連絡協議会名なんですけれども、取扱者は多分事務局長さんになっていたと思います。

以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、協議会名で2冊、それから事務局名で2冊、2行というか、という形でよろしいんですか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 済みません、ちょっと答弁の仕方がまずいと思いますけれども、協議会の名前で通帳は4冊です。あと、有価物に関しては塩竈市災害復旧連絡協議会事務局長誰々というような形でされていたと思います。そのような形だったと思います。ちょっと違うかもしれませんが、そのような記憶です。以上です。

○志賀委員長 いいですか。ほかにご質問はございませんか。

あと、1%の事務手数料のことでお聞きしたいんですけども、先ほど田中委員から質問があったように当初は本土の分については1%ということがあったと。これしかありませんと。ところが、浦戸地区についても1%の手数を徴収していたと。それも全部じゃなくて、徴収したりしなかったりというところで、その浦戸諸島での1%の部分については預り金勘定で出納帳から精査していきますと。数百万円単位の金額が残ったまま処分されていないという、確認した限りではそういう事実があるわけですが、その辺については松田証人はご存じでしたか。松田証人。

○松田証人 1%の預り金に関しては、23年度と24年度に監査会が開かれまして、その中で承認をいただいて、預かった部分に関しては全てお返ししていますし、ただ中に1%を支払われる方と支払われない方がおられたのは事実ですし、あと島の部分に関してが、預かった部分に関してもきちんと返還されております。そこは間違いありません。

○志賀委員長 返還している部分もあるんですけども、実際残っているんですよ。それぞれの業者別に分別していくと。

○松田証人 この資料の中に1%の取り扱いがあると思いますけれども……

○志賀委員長 これには載っていません。この資料の中には、本土の分の1%だけで、その分配金の実績が載っています。浦戸に関しては全然ないということで除外されています。この報告会からは。それで、我々出納簿を精査した結果、数百万円単位の預り金がまだ残ったままになっている。一部返還したところもある、掌中にして全く返していないところもあるという事実があるんですね。だから、その辺のところの確認をされていたかどうかだけちょっとお聞きしたかったんです。

○松田証人 1%の預り金に関しては、杜の都信用金庫の預り金で管理しております。一部七十七に手違いで入ったりしている分もあるかもしれないですけども、それは杜の都のほうにきちんと戻しております。そして、預かったものに関しては全て支払いをされた業者のほうに返還されております。以上です。

○志賀委員長 そうすると、松田さんはその支払った業者に対しても全てチェックされていて、預り金がゼロになっているという確認をされているわけですか。

○松田証人 全て支払ったものに関しては確認して、預り金がゼロになっていることを確認いたしております。

○志賀委員長 支払い先も確認されていますか。

○松田証人 支払先までは確認はしたかどうか……、当然支払った時点でその業者に支払いされていますし、そこは確認したという形になると思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 済みません、2回目の質問をさせていただきます。

協議会が25年3月で解散されたと。それで、その後いつまで阿部会計さんとしては業務をなされたのか。事後処理までして、もうすっかり完了されたのか。そのときに、今出たその通帳関係の残高等は全部ゼロになっているのか、その辺の確認をお願いします。

○志賀委員長 阿部証人。

○阿部証人 まず私のほうから発言させていただきます。

25年3月31日まで手数料をもらっております。その後も含めて、決算業務も含めて6月に総会を開いていましたので、我々のかかわりは6月中までです。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 普通の会社なんかを閉じる場合は、財産とかそういうものがあってはならないとい

うことで本当に大変な事務処理なり期間もかかると思うんです。今回は今の証人の話だと6月までで終わったと。その終わるときに、通帳関係の残高はゼロとかというふうにちゃんと確認なされたんでしょうか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 3月31日に解散して、そこから精算という形で6月25日のこの報告書を作成するまでの間に精算業務をしております。そして、通帳等に関しては全てゼロになっていることを確認しております。なお、利息についてもきちんと精算されていることを確認しております。ただ、一部現金については私が携わっていた以降まで残っていたという記憶はあります。多少ですけれども、そういうのはあると思いました。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今、重要なことを言われていたのね。現金が残っていた、多少だと言うけれども、やっぱり一切そういう場合はゼロにしないとだめでないかなと思うんですけれども、そういったの最後の最後の監査として、そういった指導をされて、ちゃんと処理しなさいよというふうなので6月で終了したというふうに認識してよろしいですか。

○志賀委員長 松田証人。

○松田証人 当然銀行等に利息がつくわけですので、利息部分に対して現金残で残っている部分、その現金残に残った部分に関しては、適正に処理するようにその辺はお話しさせていただいてましたし、適正に処理されていると思います。

○志賀委員長 ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 以上で阿部喜和証人、松田和明証人に対する尋問は終了いたしました。

阿部喜和証人、松田和明証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

〔証人退室〕

暫時休憩いたします。再開は11時40分。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告を議題といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会委員長の報告を求めます。菊地小委員会委員長。

○菊地小委員会委員長 ご報告いたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会から委任された事件の調査について、去る7月1日水曜日、第15回及び7月6日月曜日、第16回目となる東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会を開催いたしました。

小委員会では、100条委員会調査報告書についてを議題とし、調査が行われました。

委員による議論の結果、100条委員会調査報告書については本小委員会に調査が付託された4件の事件について、お手元にご配付しております資料に掲げた内容等が問題点として取りまとめました。

今後、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会において、100条委員会調査報告書を作成する中で、その項目の一つである「調査の内容と結果の報告」における「調査状況の現状」「調査事項の問題点と委員会の判断」「調査事項に対する改善意見」の項目に反映していただくこととなりました。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会調査報告に係る問題点・改善点等を申し上げます。

1. 宣誓拒否、記録の未提出、提出期限の延長等、塩竈市災害復旧連絡協議会の不誠実な対応や、市当局のずさんな書類管理について。

1つ、市当局のずさんな書類作成と管理があったために、公文書としての不備があった。

2. 越の浦の一次仮置き場でのずさんな管理体制について。

1つ、越の浦一次仮置き場において伝票の発行を行うべきであった。

3. 有価物におけるプレスCでの対応の妥当性について。

1つ、下記の事項が生じる一因となった市の指導・管理体制のあり方について、①プレスCと名称を変えての処理が可能だったこと、②指定した業者以外での処理が可能だったこと。

4. 浦戸解体家屋72件の寄せ集め処理が未解明な件について。

5. 市当局からの書類に日付が付されていないことについて。

6. 市当局の事務手続上の決裁に係る責任の所在について。

1つ、市当局の事務手続上の決裁に係る責任の所在について明確にすべきである。

7. 適正な人員配置を行うべきであった市当局の対応について。

1つ、適正な人員配置と人員補充をすべきであった。

8. 塩竈市災害復旧連絡協議会総会での報告内容と通帳または出納簿の内容とが異なる件について。

1つ、塩竈市災害復旧連絡協議会総会での報告内容と通帳または出納簿の内容について明確にすべきである。

1つ、塩竈市災害復旧連絡協議会での平成24年3月12日、21日支払い分に係る虚偽の報告に対して、市委託契約の出金報告が誤りのため、市長が連絡協議会執行部5人及び監査役2人並びに外部監査人に対し、その告発も含め調査と訂正を求めることについて勧告をする。

9. 会計課における手続の不備等による支払いの遅延について。

1つ、ガレキ処理における会計課の支出行為は1件1件処理しており、書類の不備については担当課に戻し、適正な処理を指導するなど、適正な事務処理を行っていたと証言した。一方、環境課は支出行為は会計課において滞留していたと証言しており、両者の証言に食い違いが生じているところ、環境課にその食い違いを解明するよう勧告する。

10. 支払い等における過誤や不適切な会計処理について適正な処理や外部監査の導入を求めることについて。

1つ、今後外部監査の導入を求める。

11. 災害時の適正な事務処理の確保に向けた体制の構築について。

1つ、災害時の状況を把握し、適切な事務処理の確保に向けた体制の構築を。

であります。

以上が本小委員会における100条委員会調査報告書に係る中間報告の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会

委員長 菊地 進

以上であります。

○志賀委員長 ご苦労さまでした。

ただいま報告をいただきました小委員会中間報告に基づき、100条調査委員会報告書の件を議題といたします。

これより質疑を行います。ないですか。田中委員。

○田中委員 きょうの話と、環境課の食い違いというこの中で解明されていない問題と2つが出てきたので、環境課の当時の係長の鈴木さんという係長さんが水道部にいらっしゃるようなので、その人が元気だというので、その人を証人喚問したいんですけれども。（「小委員会に諮ってもらって」の声あり）小委員会に諮ってもらいたい。

あと、先ほどの会計の話が、通帳は今まで3つしかないのが4つになったわけですよ。出てきていないわけですよ。そうすると、協議会の会計さんもその任に当たるので、やはり100条委員会の通帳全部だという話だったのが、3つしか出ていないものですから、会計さんにどうしてなのか聞きたいと思います。よろしくお願いします。

それからもう一つ。これだけの事態になって、最終的に石巻も市長が出てきて答弁しているものですから、やはり市長がどういう対応をするのか。副市長とね。やはりそこら辺も議論していただきたいんですけれども。よろしくお願いします。

○志賀委員長 そうすると、市長も呼ぶということですか。

○田中委員 副市長も。呼ぶのが妥当なのかも含めて検討してもらいたい。石巻ではそのようにして、最後は締めたと聞いていますので、やはり締めるにはそういう形ができるのかどうか。

○志賀委員長 今の提案については、今後小委員会のほうで審議していきたいと思います。

あと、この報告書の中身について。菊地委員。

○菊地委員 いろいろ小委員会で議論された中では、本委員会の正副委員長である程度最終報告書をまとめていってもらうんですが、今までの小委員会並びにこの本委員会、そして証人喚問等でされた内容等も加味していただければ、そして本委員長さんに申しわけないんですが、結果とこれからのこと、やっぱりそういった内容等も報告に記していただければ幸いに存じます。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 内容等については先ほど菊地委員がおっしゃったような形でよろしいかと思います。ただ、一つは我々も改選期を迎えていく中で、付議事件2というのが既に100条委員会のほうに付与されているという絡みがございます。それらも含めて、改選後の100条委員会の設置等も盛り込んだ内容にしてはどうかということでの意見でございます。

○志賀委員長 そこは結局改選してからじゃないとできないよね、この場ではね。一応要望ということで、次期の方に伝えていくと。新しい改選議員の方に一応申し送るという形でいい

ですね。委員長の要望として一応つけ加えるということもね。

曾我委員、どうぞ。

○曾我委員 委員長が全体をもう少しきちんとまとめてほしいと小委員長のほうから話されたので、それはそれで、もっと市民がわかるような文言にさせていただきたいというふうに思うのですが、とりわけ11番なんですけれども、事務処理のずさんさというのは確かにあるんですけれども、私はやっぱり今回の問題を通じて市当局の委託業務、法人格がないところにぼんと委託して、議会が知らないうちにやってしまったと、こういうところから始まっているわけで、ここの11番のところに「委託業務のあり方及び事務処理の確保」というふうに、当局の委託業務のあり方をどこかにきちんと入れないと、また同じことにならないかということをお心配しているんですが、ここはただ事務処理だけにさっと流しているんで、当局の委託業務のあり方、災害時における。委託のあり方というか、本当は入札にすべきなんですけれども、その辺のところをしっかりとしていかないと、緊急時及び災害時のあり方ですね。そこがやっぱり……

○志賀委員長 事務処理のほかに委託業務のあり方をここにつけ加えると。

○曾我委員 というようなことを入れたほうがいいと思います。

○志賀委員長 文章の中にそれを盛り込めばいいわけですね。

○曾我委員 盛り込んだほうがいいと。100条委員会も含めてやってきたことではそのほうがいいと思います。

○志賀委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 なければ、今2つ要望が出た、次期の議員の方々にとにかくこのあれを継続していただきたいというご要望と、11番での事務処理もそうだけれども委託業務のあり方という文言もつけ加えて、体制の構築を図っていくべきだということで報告を盛り込んでいくという形でよろしいですか。（「暫時休憩して小委員会でやって……」の声あり）

では要望書だけこの場で決めさせていただいて、その後暫時休憩して、先ほど田中委員のほうから出た要望について小委員会のほうで即検討させていただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。この100条調査委員会報告書の件については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告と、先ほどの2つの文言を追加して、そのとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 4時12分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告を議題といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会委員長の報告を求めます。菊地小委員会委員長。

○菊地小委員会委員長 ご報告いたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会から委任された事件の調査について、本日7月9日木曜日、第17回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会を開催いたしました。

委員による議論の結果、地方自治法第100条第1項に規定する証人喚問については、次のとおりとすべきものと決しました。

まず初めに、地方自治法第100条第1項に係る4件の付議事件について調査を行うため、平成27年7月16日木曜日午後1時より、前塩竈市産業環境部環境課課長補佐兼環境企画係長鈴木修君を本会議場で開催される東日本大震災復旧・復興調査特別委員会に証人として出頭を求めるべきものと決しました。

次に、証人に対する尋問事項について、委員長からの共通尋問事項及び各委員からの尋問事項について、お手元にご配付しております資料のとおりとすることで決しました。

まず、委員長からの共通尋問事項については、証人、前塩竈市産業環境部環境課課長補佐兼環境企画係長鈴木修。

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項。

証言を求める事項、(1) 東日本大震災後、環境課でどのような仕事をしていたか。

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項。

証言を求める事項、(1) 東日本大震災後、環境課でどのような仕事をしていたか。(2)

寄せ集められた家屋解体72件の帳票類の流れについて。

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項。

証言を求める事項、(1) 東日本大震災後、環境課でどのような仕事をしていたか。

調査事項4. 有価物(鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類)の発生から処分までに関する事項。

証言を求める事項、(1) 東日本大震災後、環境課でどのような仕事をしていたか。

次に、各委員からの尋問事項については、証人、前塩竈市産業環境部環境課課長補佐兼環境企画係長 鈴木 修。

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項。

証言を求める事項、(1) 環境課での委託業務の支払いが滞っていた理由は何か。(2) 荒川前産業環境部長は決裁用の判こを環境課に預けていたとのことだが、その事実を認識していたか。また、その判こを証人自身が押印したことはあるか。

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項。

証言を求める事項、(1) 寄せ集められた家屋解体72件は、環境課でどのように取りまとめられたのか。(2) 環境課での委託業務の支払いが滞っていた理由は何か。(3) 荒川前産業環境部長は決裁用の判こを環境課に預けていたとのことだが、その事実を認識していたか。また、その判こを証人自身が押印したことはあるか。

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項。

証言を求める事項、(1) 環境課での委託業務の支払いが滞っていた理由は何か。(2) 荒川前産業環境部長は決裁用の判こを環境課に預けていたとのことだが、その事実を認識していたか。また、その判こを証人自身が押印したことはあるか。

調査事項4. 有価物(鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類)の発生から処分までに関する事項。

証言を求める事項、(1) 環境課での委託業務の支払いが滞っていた理由は何か。(2) 荒川前産業環境部長は決裁用の判こを環境課に預けていたとのことだが、その事実を認識していたか。また、その判こを証人自身が押印したことはあるか。

とすることに決しました。

次に、委員長からの共通尋問時間及び各委員からの尋問時間について審議が行われ、委員長からの共通尋問事項についてはおおむね75分以内とし、各委員からの尋問時間についてはお

おむね20分以内とし、各委員の再尋問は委員長の許可により可能とすることに決しました。

次に、証人喚問を行うに当たり、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会証人喚問実施要綱を定め、実施することについて審議が行われ、お手元にご配付しております要綱案のとおり決しました。

以上が本小委員会における証人喚問に係る中間報告の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会

委員長 菊地 進

以上であります。よろしくどうぞお願いいたします。

○志賀委員長 ご苦労さまです。

ただいま報告をいただきました小委員会中間報告に基づき、証人喚問の件を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。証人喚問の件については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり、地方自治法第100条第1項に係る4件の付議事件について調査を行うため、来る平成27年7月16日木曜日午後1時より、前塩竈市産業環境部環境課課長補佐兼環境企画係長 鈴木 修君に証人として出頭を求め、お手元にご配付の尋問事項について証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立全員であります。よって、証人喚問の件について証人に出頭要求をすることは可決いたしました。

次に、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会証人喚問実施要綱については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長　ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後４時２２分　閉会

塩竈市議会委員会条例第２９条第１項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長　志　賀　勝　利